

家事審判手続（各論）に関する検討事項（１）

第1	後見の開始	1
第2	後見開始の取消し	4
第3	保佐の開始	7
第4	保佐開始の取消し	9
第5	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	11
第6	保佐人の同意を得なければならない行為の定め取消し	13
第7	保佐人の同意に代わる許可の審判	14
第8	保佐人に代理権を付与する旨の審判	15
第9	保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消し	17
第10	補助の開始	18
第11	補助開始の取消し	19
第12	補助人の同意を得なければならない行為の定め	21
第13	補助人の同意を得なければならない行為の定め取消し	23
第14	補助人の同意に代わる許可の審判	24
第15	補助人に代理権を付与する旨の審判	26
第16	補助人に代理権を付与する旨の審判の取消し	27
第17	不在者の財産の管理	28
第18	失踪の宣告	31
第19	失踪宣告の取消し	32
第20	嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任	34
第21	子の氏の変更	34
第22	未成年者等を養子とするについての許可	36
第23	養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任	37
第24	死後離縁をするについての許可	39
第25	特別養子縁組の成立	40
第26	特別養子縁組の離縁	44
第27	子を懲戒場に入れる許可等	48
第28	親権、未成年後見に関する特別代理人の選任	49
第29	成年後見に関する特別代理人の選任	49
第30	第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等	50
第31	親権又は管理権の喪失の宣告	53
第32	親権又は管理権の喪失宣告の取消し	56
第33	親権又は管理権の辞任の許可	59

第34	親権又は管理権を回復するについての許可	60
第35	未成年後見人及び未成年後見監督人の選任	61
第36	成年後見人及び成年後見監督人の選任	63
第37	保佐人及び保佐監督人の選任	65
第38	補助人及び補助監督人の選任	66
第39	未成年後見人及び未成年後見監督人の辞任についての許可	67
第40	成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人及び補助監督人の辞任についての許可	68
第41	未成年後見人及び未成年後見監督人の解任	69
第42	成年後見人及び成年後見監督人の解任	72
第43	保佐人及び保佐監督人の解任	75
第44	補助人及び補助監督人の解任	77
第45	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長	79
第46	成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長	79
第47	権限の行使についての定め及びその取消し	80
第48	居住用不動産の処分についての許可	81
第49	未成年後見人及び未成年後見監督人に対する報酬の付与	82
第50	成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	82
第51	未成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，当該事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の当該事務に関する処分	83
第52	成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，当該事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の当該事務に関する処分	85
第53	保佐及び補助の事務の報告，財産の目録の提出，当該事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の当該事務に関する処分	87
第54	未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	89
第55	成年後見，保佐及び補助に関する管理の計算の期間の伸長	89
第56	臨時保佐人又は臨時補助人の選任	90
第57	祭具等の承継事件	91
第58	親権者となるべき者の指定	92
第59	親権者の指定又は変更	94

(前注)

- 1 「審判の告知」等では、審判を受ける者（現行家事審判法第13条）及び手続当事者（申立人、相手方及び参加人）が原則として審判の告知を受ける者であることを前提に、その特則を設けるべきか否かについて検討している。
- 2 「陳述聴取」等の部分では、申立人及び相手方（当事者として参加した者を含む。）について原則として陳述の機会が与えられることを前提に、それ以外の者について陳述を聴取すべきか否かについて検討している。
- 3 「即時抗告」の部分では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提に検討している。
- 4 現行法上調停をすることができる事項についての審判事件については、特段の記載がない限り、本資料においても、調停をすることができる事項についての審判事件として取り扱っている。

第1 後見の開始

1 管轄

民法第7条の規定による後見の開始の審判事件は、成年被後見人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするもので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第22条 法第九条第一項甲類第一号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 精神の状況に関する意見聴取等

精神の状況に関する意見聴取等については、次のような考え方があるが、どうか。

A案 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

B案 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

第1の2は、精神の状況に関する意見聴取等について提案するものである。

A案は、鑑定に伴う時間的・経済的な負担を考慮し、原則として、鑑定に代え、医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとし（現行家事審判規則第30条の9参照）、必要があると認められる場合に鑑定をすればよいこととすることを提案するものであるのに対し、B案は、原則として鑑定しなければならないこととしている現行家事審判規則第24条の規律を維持するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第24条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、成年被後見人となるべき者〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりこれを行うことができないときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

第1の3は、成年被後見人となるべき者の陳述聴取について、現行家事審判規則第25条の規律を原則として維持するものとすることを提案している。ただし、現行家事審判規則第25条の解釈としては、成年被後見人となるべき者がいわゆる植物状態にあるなどの理由で陳述聴取が不可能な場合等については、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かずとも後見開始の審判をすることができること等を踏まえ、成年被後見人となるべき者の心身の障害により成年被後見人となるべき者の陳述を聴くことができないときには、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かずとも後見開始の審判をすることができるものとすることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第25条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の陳述を聴かなければならない。

4 審判の告知等

(前注)

後見開始の審判においては、成年被後見人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 後見開始の審判は、民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならないものとする。
- ② 後見開始の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、成年被後見人となるべき者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(注)

心身の障害により陳述聴取を行うことができない成年被後見人に対して後見開始の審判の通知をした場合においては、成年被後見人が居住する福祉施設等に通知の受け取りを拒否される場合も多いことから、後見開始の審判を成年被後見人に対し通知することに例外を設けることについて、どのように考えるか。

(参照条文)

- 家事審判規則第26条 後見開始の審判は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。
- 2 後見開始の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 民法第7条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、成年後見人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第1の5は、即時抗告について原則として現行家事審判規則第27条の規律を維持するものとしている。ただし、後見の開始を求めた申立人が後見開始の審判に対して即時抗告をすることは相当ではないから、即時抗告権者から申立人を除外することとしている（以下、認容審判に対する即時抗告についての即時抗告権者から申立人を除外しているものは、同様の理由である。）。また、審判の告知を受ける者（審判を受ける者（家事審判法第13条）、申立人、相手方、参加人及び特別の定めにより告知を受ける者）については、その者の即時抗告権の行使を確保するために、その者が告知を受けた日から即時抗告期間が進行することとしている（以下、審判の告知を受ける者の即時抗告期間については、同様に取り扱うものとしている。）。

(参照条文)

- 家事審判規則第27条 民法第七条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、前条第一項の規定による成年後見人に選任される者に対する告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行する。
- 2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第2 後見開始の取消し

1 管轄

民法第10条の規定による後見開始の取消しの審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするもので、どうか。

(補足説明)

第2の1は、民法第10条の規定による後見開始の取消しの審判事件については、現行家事審判規則第22条の規律に代えて、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）を管轄裁判所とすることを提案するものである。

これは、民法第10条の規定による後見開始の取消しの審判事件は、原則として、後見監督に関する事務等を行っている裁判所において審理及び審判を行うことが相当であるが、実務上、成年被後見人の住所地の有無にかかわらず、後見開始の審判をした家庭裁判所が後見監督に関する事務等を行っていることが多いことを理由とするものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第22条 法第九条第一項甲類第一号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 精神の状況に関する意見聴取

精神の状況に関する意見聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、民法第10条の規定により後見開始の審判を取り消すには、成年被後見人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

第2の2は、後見開始の審判を取り消す審判をするとそれまで成年被後見人が受けていた保護がなくなることから、いまだ事理弁識能力が回復していない状況で審判を取り消すことを防ぐために、後見開始の審判を取り消す審判をするには、医師等の意見を聴くことを原則とし、3の陳述聴取の結果などから成年被後見人の能力の回復が明らかな場合について、例外を設けるものとすることを提案している。

なお、現行家事審判規則には、本人の能力制限を緩和する方向には、厳格な手続の規律は不要であるとの考え方から、規定は置かれておらず、運用にゆだねられている。

3 陳述聴取

家庭裁判所は、民法第10条の規定により後見開始の審判を取り消すには、成年後見人及び成年被後見人〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第2の3は、成年被後見人の陳述聴取について提案するものである。

- 1 成年被後見人の自己決定の尊重について、手続上の利益を保護する観点からは、後見開始の審判を取り消す場合にも、成年被後見人の陳述を聴かなければならないものとする必要があると思われる。そこで、ここでは、後見開始の審判を取り消す際にも、成年被後見人の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。なお、現行家事審判規則には、第2の2の補足説明記載の理由と同様の理由でこのような規定はない。

また、後見開始の審判をする場合と異なり、後見開始の審判を取り消す際に、成年被後見人がいわゆる植物状態にあるなどの理由で陳述聴取が不可能な場合等であることは想定できないから、後見開始の審判をする場合と異なり、例外を設けないものとしている。

2 さらに、成年後見人が成年被後見人の利益を代弁する立場にあり、保佐開始・補助開始が相当な場合にはその申立ての機会を与えることにもなるから、後見人の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

4 審判の告知等

(前注)

後見開始の審判を取り消す審判においては、成年被後見人が審判を受ける者であることを前提としている。

後見開始の審判を取り消す審判は、成年後見人及び成年後見監督人に告知しなければならないものとする。どうか

(参照条文)

- 家事審判規則第28条 後見開始の審判を取り消す審判は、成年後見人及び成年後見監督人に告知しなければならない。
- 2 (省略)

5 即時抗告

民法第10条に掲げる者は、後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

第2の5は、即時抗告について、現行家事審判規則第28条第2項の規律を維持するものとするを提案するものである。現行家事審判規則においては、後見開始を取り消す審判が成年被後見人の能力制限を緩和する方向の審判であることから、同審判に対して即時抗告は認められていないが、成年被後見人の利益を代弁する立場にある成年後見人の陳述を聴いて審判するものとし、手続保障にも十分配慮していることから、現行の規律を維持することを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第28条 (省略)
- 2 民法第十条に掲げる者は、後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判

判に対し、即時抗告をすることができる。

第3 保佐の開始

1 管轄

民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件については、被保佐人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 精神の状況に関する意見聴取等

精神の状況に関する意見聴取等については、次のような考え方があるが、どうか。

A案 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするには、被保佐人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

B案 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするには、被保佐人となるべき者の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

第1の2参照

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の2 第二十四条及び第二十五条の規定は、保佐開始の審判をする場合について準用する。

3 陳述聴取

家庭裁判所は、保佐開始の審判をするには、被保佐人となるべき者〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第3の3は、被保佐人となるべき者の陳述聴取について提案するものである。なお、後

見開始の審判をする場合と異なり，保佐開始の審判をする際には，被保佐人となるべき者がいわゆる植物状態にあるなどの理由で陳述聴取が不可能な場合等であることは想定できないから，後見開始の審判をする場合と異なり，例外を設けないものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の2 第二十四条及び第二十五条の規定は，保佐開始の審判をする場合について準用する。

4 審判の告知

(前注)

保佐開始の審判においては，被保佐人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐開始の審判は，民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならないものとするので，どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の3 保佐開始の審判は，民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

5 即時抗告

即時抗告については，以下のとおりとすることで，どうか。

- ① 民法第11条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は，保佐開始の審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。この場合において，審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は，被保佐人となるべき者及び民法第871条の2第1項の規定により保佐人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には，そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は，保佐開始の審判の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の4 民法第十一条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があつた日及び前条の規定による保佐人に選任される者に対する告知があつた日のうち最も遅い日から進行する。
- 2 第二十七条第二項の規定は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。

第4 保佐開始の取消し

1 管轄

民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。どうか。

(補足説明)

第4の1は、民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判事件については、現行家事審判規則第29条の規律に代えて、保佐開始の審判をした家庭裁判所を管轄裁判所とすることを提案するものである。

これは、民法第14条第1項の規定による保佐開始の取消しの審判事件は、原則として、保佐監督に関する事務等を行っている裁判所において審理及び審判を行うことが相当であるが、実務上、被保佐人の住所地の有無にかかわらず、保佐開始の審判をした家庭裁判所が保佐監督に関する事務等を行っていることが多いことを理由とするものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 精神の状況に関する意見聴取

精神状況の鑑定については、以下のとおりとする。どうか。

家庭裁判所は、民法第14条第1項の規定により保佐開始の審判を取り消すには、被保佐人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

第2の2参照

3 被保佐人の陳述聴取

家庭裁判所は、民法第14条第1項の規定により保佐開始の審判を取り消すには、保佐人及び被保佐人〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするこ
とで、どうか。

(補足説明)

第2の3参照

4 審判の告知

(前注)

保佐開始の審判を取り消す審判においては、被保佐人が審判を受ける者であることを前
提としている。

保佐開始の審判を取り消す審判は、保佐人及び保佐監督人に告知しなければ
ならないものとするこ
とで、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の6 保佐開始の審判を取り消す審判は、保佐人及び保佐
監督人に告知しなければならない。

2 (省略)

5 即時抗告

民法第14条第1項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下す
る審判に対し、即時抗告をすることができるものとするこ
とで、どうか。

(補足説明)

第2の5参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の6 (省略)

2 民法第十四条第一項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却
下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第5 保佐人の同意を得なければならない行為の定め

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の
審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管
轄とするものとする。ただし、民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件
が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとす
る。

(補足説明)

第5の1は、民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の
定め
の審判事件については、現行家事審判規則第29条の規律に代えて、原則として、保佐
開始の審判をした家庭裁判所を管轄裁判所とすることを提案するものである。

これは、民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め
の審判事件は、原則として、保佐監督に関する事務等を行っている裁判所において審理及
び審判を行うことが相当であるが、実務上、被保佐人の住所地の有無にかかわらず、保佐
開始の審判をした家庭裁判所が保佐監督に関する事務等を行っていることが多いことを理
由とするものである。

ただし、民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件が係属している場合には、同事
件と併合して審理すべきであるから、同事件が係属している裁判所を管轄裁判所とす
ることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件
本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、同意を得なければならない行為の定め
の審判をするには、被
保佐人又は被保佐人となるべき者〔自身〕の陳述を聴かなければならないもの
とすることで、どうか。

(補足説明)

第5の2は、同意を得なければならない行為の定め of 審判が被保佐人及び被保佐人となるべき者の行為能力を制限するものであること等にかんがみ、同意を得なければならない行為の定め of 審判をするには、被保佐人又は被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

3 審判の告知

(前注)

保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判においては、被保佐人又は被保佐人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判は、保佐人及び保佐監督人（保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判と同時に出された保佐人又は保佐監督人を選任する審判において、保佐人又は保佐監督人となるべき者とされている者も含む。）に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第5の3は、現行家事審判規則第30条の5と同様、保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判は、保佐人に告知しなければならないものとするとともに、保佐監督人による監督を実効あるものとするため、保佐監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

なお、現行家事審判規則においては、保佐監督人には保佐人が知らせるべきであることを理由に、保佐監督人に告知する旨の規定は置かれていない。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の5 民法第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による審判は、保佐人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 被保佐人（申立人を除く。）は、保佐開始の同意を得なければならない行為の定め of 審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第5の4は、保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判により、被保佐人の行為能力がより制限されることと等にかんがみ、保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判等に対し、被保佐人が即時抗告をすることができるものとすることを提案している。

なお、現行家事審判規則には、家庭裁判所の後見の見地からの判断にゆだねることで足りるとして、このような規定は置かれていない。

第6 保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 取消し

1 管轄

民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 取消しの審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

第5の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 審判の告知

(前注)

保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判を取り消す審判においては、被保佐人が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判を取り消す審判は、保佐人及び保佐監督人に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第6の3は、現行家事審判規則第30条の5と同様、保佐人の同意を得なければならない行為の定めを審判を取り消す審判は、保佐人に告知しなければならないものとするともに、保佐監督人による監督を実効あるものとするため、保佐監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の5 民法第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による審判は、保佐人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第7 保佐人の同意に代わる許可の審判

1 管轄

民法第13条第3項の規定による同意に代わる許可の審判の審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

第5の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、同意に代わる許可の審判をするには、保佐人の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第7の2は、同意に代わる許可の審判をするには、被保佐人の状況等を把握すべき立場にある保佐人の陳述を聴くものとするを提案している。

3 審判の告知

(前注)

同意に代わる許可の審判においては、申立人である被保佐人が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐人の同意に代わる許可の審判は、保佐人及び保佐監督人に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文は、現行家事審判規則第30条の5と同様、保佐人の同意に代わる許可の審判は、保佐人に告知しなければならないものとするとともに、保佐監督人による監督を実効あるものとするため、保佐監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の5 民法第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による審判は、保佐人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第8 保佐人に代理権を付与する旨の審判

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

(補足説明)

第5の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律は設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

保佐人に代理権を付与する旨の審判をするには、被保佐人又は被保佐人となるべき者の同意が必要である（民法第876条の4第2項）から、被保佐人又は被保佐人となるべき者の同意に加えて更にその者の陳述を聴かなければならないものとする必要性はないと考えられる。

3 審判の告知

(前注)

保佐人に代理権を付与する旨の審判においては、保佐人が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐人に代理権を付与する旨の審判は、被保佐人及び保佐監督人（保佐人に代理権を付与する旨の審判と同時に出された保佐監督人を選任する審判において、保佐監督人となるべき者とされている者も含む。）に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

保佐人に代理権を付与する旨の審判は、被保佐人の行為能力を制限しないとの理由で現行家事審判規則上は、被保佐人に告知しなければならないものとはされていないが、被保佐人に効果が帰属するのであるから、被保佐人に告知しなければならないものとするとともに、保佐監督人による監督を実効あるものとするため、保佐監督人にも告知しなければならないものとすることを提案している。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

(補足説明)

被保佐人の同意を得ることが要件となっていることを考慮して、現行の規律と同様、保佐人に代理権を付与する旨の審判に対しては、即時抗告をすることができないものとする

こととしている。

第9 保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消し

1 管轄

民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。どうか。

(補足説明)

第5の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第29条 法第九条第一項甲類第二号に規定する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとする。どうか。

3 審判の告知

(前注)

保佐人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判においては、保佐人が審判を受ける者であることを前提としている。

保佐人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判は、被保佐人及び保佐監督人に告知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

保佐人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判は、被保佐人に重大な影響を与えるから、被保佐人に告知しなければならないものとするとともに、保佐監督人による監督を実効あるものとするため、保佐監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第10 補助の開始

1 管轄

民法第15条第1項の規定による補助の開始の審判事件は、被補助人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件(民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。)は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 精神の状況に関する意見聴取

家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、被補助人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の9 家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、本人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならない。

3 陳述聴取

家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、被補助人となるべき者〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第25条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするには、本人の陳述を聴かなければならない。
第30条の10 第二十五条の規定は、補助開始の審判をする場合について準用する。

4 審判の告知

(前注)

補助開始の審判においては、被補助人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

補助開始の審判は、民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の11 補助開始の審判は、民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 民法第15条第1項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、被補助人となるべき者及び民法第876条の7第1項により補助人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合は、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、補助開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第27条（省略）
 - 2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第30条の12 民法第十五条第一項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第十条第二項に掲げる者は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、法第十三条の規定による告知があった日及び前条の規定による補助人に選任される者に対する告知があった日のうち最も遅い日から進行する。
- 2 第二十七条第二項の規定は、補助開始の審判の申立てを却下する審判について準用する。

第11 補助開始の取消し

1 管轄

民法第18条第1項の規定による補助開始の取消しの審判事件は、補助開始の

審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするかどうか。

（補足説明）

第11の1は、民法第18条第1項の規定による補助開始の取消しの審判事件について、現行家事審判規則第30条の7の規律に代えて、補助開始の審判をした裁判所を管轄裁判所とすることを提案するものである。

これは、民法第18条第1項の規定による補助開始の取消しの審判事件は、原則として、補助監督に関する事務等を行っている裁判所において審理及び審判を行うことが相当であるが、実務上、被補助人の住所地の有無にかかわらず、補助開始の審判をした家庭裁判所が補助監督に関する事務等を行っていることが多いことを理由とするものである。

（参照条文）

○ 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、民法第18条第1項により補助開始の審判を取り消すには、補助人及び被補助人〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとするかどうか。

（補足説明）

第2の3参照

3 審判の告知

（前注）

補助開始の審判を取り消す審判においては、被補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

補助開始の審判を取り消す審判は、補助人及び補助監督人に告知しなければならないものとするかどうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の14 補助開始の審判を取り消す審判は、補助人及び補助監督人に告知しなければならない。

2 (省略)

4 即時抗告

民法第18条第1項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

第2の5参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の14 (省略)

2 民法第十八条第一項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第12 補助人の同意を得なければならない行為の定め

1 管轄

管轄については、以下のとおりとする。どうか。

民法第17条第1項の規定による補助人に同意を得なければならない行為の定め
の審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の
審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管
轄とするものとする。ただし、民法第15条第1項の規定による補助の開始の審
判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするも
のとする。

(補足説明)

第12の1は、民法第17条第1項の規定による補助人に同意を得なければならない行為
の定め
の審判事件については、補助開始の審判をした裁判所を管轄裁判所とすることを提
案するものである。

これは、民法第17条第1項の規定による補助人に同意を得なければならない行為の定め
の審判事件は、原則として、補助監督に関する事務等を行っている裁判所において審理及
び審判を行うことが相当であるが、実務上、被補助人の住所地の有無にかかわらず、補助
開始の審判をした裁判所が補助監督に関する事務等を行っていることが多いことを理由と

するものである。

ただし、民法第15条第1項の規定による補助の開始の審判事件が係属している場合には、同事件と併合して審理すべきで（特に、補助開始の審判は、同意を得なければならない行為の定め審判又は代理権を付与する旨の審判とともにしなければならない（民法第15条第3項）。）あるから、同事件が係属している裁判所を管轄裁判所とすることを提案している。

（参照条文）

○ 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

（補足説明）

補助人の同意を得なければならない行為の定め審判をするには、被補助人又は被補助人となるべき者の同意を得なければならない（民法第17条第1項）ことから、被補助人又は被補助人となるべき者の同意に加えて更にその者の陳述を聴かなければならないものとする必要性はないと考えられる。

3 審判の告知

（前注）

補助人の同意を得なければならない行為の定め審判は、被補助人又は被補助人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

補助人の同意を得なければならない行為の定め審判は、補助人及び補助監督人（補助人の同意を得なければならない行為の定め審判と同時に出された補助人又は補助監督人を選任する審判において、補助人又は補助監督人となるべき者とされている者も含む。）に告知しなければならないものとするので、どうか。

（補足説明）

現行家事審判規則第30条の13と同様、補助人の同意を得なければならない行為の定め

審判等は、補助人に告知しなければならないものとするとともに、補助監督人による監督を実効あるものとするため、補助監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

なお、現行家事審判規則には、補助監督人には補助人が知らせるべきであることを理由に、補助監督人に告知する旨の規定は置かれていない。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の13 民法第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第二項の規定による審判は、補助人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

(補足説明)

被補助人の同意を得ることが要件となっていることを考慮して、現行の規律と同様、補助人の同意を得なければならない行為の定めのある審判に対しては、即時抗告をすることができないものとするとしている。

第13 補助人の同意を得なければならない行為の定めのある取消し

1 管轄

民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定めのある取消しの審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

第12の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、補助人の同意を得なければならない行為の定めのある審判を取り

消すことにより補助開始の審判が取り消されることとなるときは，補助人及び被補助人〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするもので，どうか。

(補足説明)

同意を得なければならない行為の定め審判の取消しは，付随的な事件ではあるが，この取消しにより補助開始の審判が取り消されることとなる場合には（民法18条3項），補助開始の審判の取消しの場合に準じて，補助人及び被補助人の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

3 審判の告知

(前注)

補助人の同意を得なければならない行為の定め審判を取り消す審判においては，被補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

補助人の同意を得なければならない行為の定め審判を取り消す審判は，補助人及び補助監督人に告知しなければならないものとするもので，どうか。

(補足説明)

現行家事審判規則第30条の13と同様，補助人の同意を得なければならない行為の定め審判を取り消す審判は，補助人に告知しなければならないものとするとともに，補助監督人による監督を実効あるものとするため，補助監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の13 民法第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第二項の規定による審判は，補助人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするもので，どうか。

第14 補助人の同意に代わる許可の審判

1 管轄

民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判事件は，補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判を

した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄とするものとする
ことで、どうか。

(補足説明)

第7の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件
(民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを
除く。)は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、補助人の同意に代わる許可の審判をするには、補助人の陳述
を聴かなければならないものとすることで、どうか。

(補足説明)

第14の2は、同意に代わる許可の審判をするには、被補助人の状況等を把握すべき立
場にある補助人の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

3 審判の告知

(前注)

補助人の同意に代わる許可の審判においては、申立人である被補助人が審判を受ける者
であることを前提としている。

補助人の同意に代わる許可の審判は、補助人及び補助監督人に告知しなければ
ならないものとすることで、どうか。

(補足説明)

現行家事審判規則第30条の13と同様、補助人の同意に代わる許可の審判は、補助人に告
知しなければならぬものとするとともに、補助監督人による監督を実効あるものとする
ため、補助監督人にも告知しなければならぬものとすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の13 民法第十七条第一項及び第三項並びに第十八条第二
項の規定による審判は、補助人に告知しなければならない。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第15 補助人に代理権を付与する旨の審判

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、民法第15条第1項の規定による補助の開始の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

(補足説明)

第12の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律は設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

補助人に代理権を付与する旨の審判をするには、被補助人又は被補助人となるべき者の同意を得なければならない（民法第876条の9第2項、第876条の4第2項）ことから、被補助人又は被補助人となるべき者の同意に加えて更にその者の陳述を聴かなければならないものとする必要性はないと考えられる。

3 審判の告知

(前注)

補助人に代理権を付与する旨の審判においては、補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

補助人に代理権を付与する旨の審判は、被補助人及び補助監督人（補助人に代理権を付与する旨の審判と同時に出された補助監督人を選任する審判において、補助監督人となるべき者とされている者も含む。）に告知しなければならないものとするので、どうか。

（補足説明）

補助人に代理権を付与する旨の審判は、被補助人の行為能力を制限しないが、被補助人に効果が帰属するのであるから、被補助人に告知しなければならないものとするとともに、補助監督人による監督を実効あるものとするため、補助監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

（補足説明）

被補助人の同意を得ることが要件となっていることを考慮して、現行の規律と同様、補助人に代理権を付与する旨の審判に対しては、即時抗告をすることができないものとするとしている。

第16 補助人に代理権を付与する旨の審判の取消し

1 管轄

民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとするので、どうか。

（補足説明）

第12の1参照

（参照条文）

- 家事審判規則第30条の7 法第九条第一項甲類第二号の二に規定する審判事件（民法第十八条第三項の規定による補助開始の審判の取消しに関するものを除く。）は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消すことにより補助開始の審判が取り消されることとなる場合には、補助人及び被補助人〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第13の2参照

3 審判の告知

(前注)

補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判においては、補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判は、被補助人及び補助監督人に告知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

補助人に代理権を付与する旨の審判を取り消す審判は、被補助人に重大な影響を与えるから、被補助人に告知しなければならないものとするとともに、補助監督人による監督を実効あるものとするため、補助監督人にも告知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第17 不在者の財産の管理

1 管轄

管轄については、以下のとおりとするので、どうか。

民法第25条から第29条までによる不在者の財産の管理に関する審判事件は、不在者の従来住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

〔参照条文〕

○ 家事審判規則第31条 不在者の財産の管理に関する審判事件は、その住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

不在者の財産の管理に関する処分のうち不在者財産管理人の選任の審判においては、不在者財産管理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

4 管理人の改任等

管理人の改任等については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第25条第1項又は第26条の規定により選任した不在者財産管理人を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に不在者財産管理人を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
- 2 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - 3 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。

5 処分の取消し

家庭裁判所は、不在者が自ら財産を管理することができるようになったとき、不在者の死亡が明らかになったとき、不在者の失踪宣告があつたとき、管理すべき財産がないときその他不在者の財産の管理を継続することが相当でないときは、不在者財産管理人、不在者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権

で、その命じた処分を取り消さなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第17の5は、処分の取消しについて提案するものである。

現行法の解釈上、現行家事審判規則第37条が規定する不在者が自ら財産を管理することができるようになったとき、不在者の死亡が明らかになったとき及び不在者の失踪宣告があつたときのほか、管理すべき財産（積極財産だけでなく、消極財産も含む。）がないときは、不在者財産管理人の選任を取り消さなければならないと解されているので、この点を維持するとともに、不在者の財産の管理を放置しても、不在者に特段の不利益を与えるおそれがないなど、不在者の権利擁護上も不在者財産管理人による財産の管理を継続する意義が乏しいのに、財産の管理に要する費用（不在者財産管理人の報酬も含む。）のみがかさむ場合など、不在者財産管理人による財産の管理を継続することが相当でない場合もあると考えられるので、このような場合も含め、不在者財産管理人、不在者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪(そう)の宣告があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。

6 その他

(注)

現行家事審判規則第33条から第36条までの規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
 - 2 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
 - 3 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。
- 第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。
- 第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。
 - 2 前項の嘱託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

- 3 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。
- 第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。
- 2 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第18 失踪の宣告

1 管轄

民法第30条の規定による失踪宣告の審判事件は、不在者の従来の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第38条 失踪に関する審判事件は、不在者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとする。どうか。

3 審判の告知

(前注)

失踪の宣告をする審判においては、不在者が審判を受ける者であることを前提としている。

失踪の宣告をする審判は、不在者に対し、告知することを要しないものとする。どうか。

(補足説明)

第18の3は、審判の告知について提案するものである。失踪の宣告をする審判については、不在者が審判を受ける者であるが、不在者に対し審判を告知することはおよそ考えられない(生死不明であるので)ので、不在者に対し審判を告知することを要しないものとするを提案するものである。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとする。どうか。

- ① 不在者及び利害関係人(申立人を除く。)は、失踪の宣告をする審判に対し

即時抗告をすることができるものとする。

- ② 申立人は、失踪の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第42条 本人又は利害関係人は、失踪の宣告をする審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行する。
 - 2 第二十七条第二項の規定は、失踪の宣告の申立てを却下する審判にこれを準用する。

5 その他

(注)

- 1 失踪の宣告をするための公示催告の期間は、民法第30条第1項の場合は〔3か月〕以上、同条第2項の場合は〔1か月〕以上とすることで、どうか。
- 2 現行家事審判規則第39条から第41条までの規律は維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第39条 失踪の宣告をするには、公示催告の手続を経なければならない。
 - 第40条 公示催告には、左の事項を掲げなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 不在者の氏名、住所及び出生の年月日
 - 三 不在者は、公示催告期間の満了の日までにその生存の届出をすべく、若しその届出をしないときは、失踪の宣告を受くべき旨
 - 四 不在者の生死を知る者は、公示催告期間の満了の日までにその届出をすべき旨
 - 五 公示催告期間の満了の日
 - 2 公示催告期間は、民法第三十条第一項の場合には六箇月以上、同条第二項の場合には二箇月以上でなければならない。
 - 第41条 公示催告の公示は、公告の方法でこれをする。

第19 失踪宣告の取消し

1 管轄

民法第32条第1項の規定による失踪宣告の取消しの審判事件は、失踪者の住所地の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第38条 失踪に関する審判事件は、不在者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 審判の告知

(前注)

失踪の宣告を取り消す審判においては、失踪者が審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知については、以下のとおりとすることで、どうか。

失踪の宣告を取り消す審判は、失踪者に対し、告知することを要しないものとする。ただし、事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合には、この限りでないものとする。

(補足説明)

第19の3は、審判の告知について提案するものである。失踪の宣告を取り消す審判については、失踪者が審判を受ける者であるが、失踪者の住所又は居所が不明であることがあるから、ここでは、失踪者に対し告知することを要しないものとするを提案している。ただし、失踪者が現に生存していることを理由に、失踪の宣告を取り消す審判がされた場合において、記録上その者の住所又は居所が判明している場合には、審判を失踪者に告知することは可能であることから、この場合を除くこととしている。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 利害関係人（申立人を除く。）は、失踪の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 失踪者又は利害関係人は、失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第43条 利害関係人は、失踪の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、前条第一項後段の規定を準用する。
 - 2 本人又は利害関係人は、失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第20 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任

1 管轄

民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

特別代理人の選任の審判においては、選任された特別代理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

3 即時抗告

申立人は、嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。どうか。

(補足説明)

現行法においては、嫡出否認の訴えについての特別代理人選任の申立てを却下する審判に対しては即時抗告が認められていないが、他方で、学説の中には、同審判に対して即時抗告を認めるべきであるとの意見もある。

第21 子の氏の変更

1 管轄

管轄については、以下のとおりとする。どうか。

- ① 民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 父又は母を同じくする数人の子についての子の氏の変更の許可の申立ては、

その1人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

(補足説明)

第21の1は、現行家事審判規則第62条、第60条、第52条第2項の規律を維持するものとするを提案するものである。ただし、無関係な数人の子について、その1人の子の住所地の家庭裁判所で審理を行うことができるようにすることは相当ではないから、父又は母を同じくする数人の子について申立てをした場合に限るものとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第52条 (省略)

2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第62条 第二十七条第二項、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、子の氏の変更についての許可に関する審判事件にこれを準用する。

2 陳述聴取

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

子は、成年に達した後自ら氏を是正することができ(民法第791条第4項)、子の保護はこれにより図ることができるから、子の氏の変更についての許可をする際に、子〔自身〕から陳述を聴取しなければならない旨の規律を設ける必要性はないと考えられる。

3 審判の告知

(前注)

子の氏の変更の審判においては、申立人である子又は法定代理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

申立人は、子の氏の変更の許可の申立てを却下する審判に対して、即時抗告を行うことができるものとするので、どうか。

(補足説明)

子は成年に達した後に、自らの氏を是正することができ（民法第791条第4項）、子の保護はこれにより図ることができるから、子の氏の変更の許可の審判に対し子が即時抗告をすることができるとの規律は設けないものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第27条（省略）
 - 2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第62条 第二十七条第二項、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、子の氏の変更についての許可に関する審判事件にこれを準用する。

第22 未成年者等を養子とするについての許可

1 管轄

民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第63条 養子をするについての許可に関する審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、養子となるべき者が未成年者である場合において、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者が15歳未満である場合には、養子の年齢及び発達程度その他の一切の事情を考慮して養子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。
- ② 家庭裁判所は、養子となるべき者が成年被後見人である場合において、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者の心身の障害により、これを行うことができないときはこの限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴

かなければならないものとする。

(補足説明)

第22の2は、陳述聴取について、養子をするについての許可が養子の身分関係に重大な影響を与えることにかんがみ、原則として養子となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするとともに、養子となるべき者の利益を代弁することができる親権を行う者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

なお、15歳未満の養子については、その陳述を聴取することが養子の福祉を害する可能性があることを考慮して、上記のとおり提案しているが、これは、養子の陳述聴取を行わない場合でも、養子の発達程度等を考慮し、養子の福祉に配慮した方法により養子の意見を確認するなどの運用がされることを否定するものではない。

3 審判の告知

(前注)

養子をするについての許可の審判においては、養親が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

申立人は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第27条 (省略)

2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第63条の2 第二十七条第二項の規定は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

第23 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任

1 管轄

民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件は、養子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第63条の4 第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任に関する審判事件について準用する。
第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、養子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第23の2は、養子の年齢及び発達程度その他の事情を考慮して養子の福祉を害する場合を除き、養子の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

3 意見聴取

家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第63条の4 第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任に関する審判事件について準用する。
第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
2 (省略)

4 審判の告知

(前注)

養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判においては、未成年後見人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

申立人は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

現行法においては、離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判に対しては即時抗告が認められていないが、他方で、却下すべきではないのに却下した場合を是正する必要もあると思われる。なお、現行法においては、離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対して即時抗告が認められている。

第24 死後離縁をするについての許可

1 管轄

民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第64条 離縁をするについての許可に関する審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 事件係属の通知

事件係属の通知については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、養親の申立てにより、離縁をするについての許可の審判事件が係属した場合には、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、その旨を通知するものとする。ただし、事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限るものとする。

(補足説明)

第24の2は、相続人となるべき者に対する事件係属の通知について提案するものである。養子死亡後の離縁の成立により、養親の血族である養子の子は、養親の財産を相続する権利を失うこととなるが、相続権は、身分関係に伴い生ずる具体的かつ重大な権利であって、保護する必要がある。この点について、人事訴訟では、相続権の重要性にかんがみ、養子縁組の取消しの訴え等について、養子の代襲者で養親の相続人となるべきもの等に対し、訴訟係属の通知をしている（人事訴訟法第28条、人事訴訟規則第16条）。そこで、ここでは、相続権の重要性にかんがみ、養親の申立てにより、離縁をするについての許可

の審判事件が係属した場合には、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、その旨を通知するものとするを提案している。

3 陳述聴取及び審判の告知

(前注)

離縁をするについての許可の審判においては、申立人である縁組の生存当事者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 利害関係人は、離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、離縁をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の2 利害関係人は、離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 2 第二十七条第二項の規定は、離縁をするについての許可の申立てを却下する審判について準用する。

第25 特別養子縁組の成立

1 管轄

民法第817条の2の規定による特別養子縁組の成立の審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の3 特別養子縁組の成立に関する審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させる審判をするには、養子となるべ

き者の父母が知れないときを除き、養子となるべき者の父母〔自身〕及びその後見人から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者の父母の同意なくして特別養子縁組を成立させる審判をするときは、養子となるべき者の父母〔自身〕の陳述は、審問期日において聴かなければならないものとする。

- ② 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立についての審判をするには、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の〔未成年〕後見人から陳述を聴かなければならないものとする。

(補足説明)

第25の2は、現行家事審判規則第64条の7が規定する陳述聴取について提案するものである。

1 本文①は、養子となるべき者の父母の陳述聴取について提案するものである。

(1) 特別養子縁組を成立させる審判が確定すると、養子となるべき者とその父母との親子関係は終了することとなるから、養子となるべき者の父母について、手続保障を図る必要がある。そこで、ここでは、特別養子縁組を成立させる審判をするには、原則として、養子となるべき者の父母及び（父母に後見人がある場合には）その後見人から陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

(2) また、陳述聴取の方法は、原則として、限定しないが、養子となるべき者の父母の同意なくして特別養子縁組を成立させる審判をするときには、養子となるべき者の父母の手続保障をより図る必要があるから、現行規則と同様、審問期日において、家事審判官が、養子となるべき者の父母〔自身〕から直接陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

(3) ところで、現行家事審判規則第64条の7は、文言上、特別養子縁組を成立させる審判をするときだけでなく、申立てを却下する審判をするときにも、養子となるべき者の父母から陳述を聴かなければならないものとしているが、申立てを却下する審判をする際には、養子となるべき者の父母の手続保障を図る必要はないから、ここでは、申立てを却下する審判をする際には、養子となるべき者の父母から陳述を聴かなくともよいものとしている。

(4) なお、現行家事審判規則第64条の7の解釈において、父母が知れないときには、陳述を聴かなくともよいとされていることから、ここでは、この点を明確化することを提案している。

2 本文②は、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の〔未成年〕

後見人の陳述聴取について提案するものである。

特別養子縁組の成立は、養子となるべき者の身分関係を変動させるから、養子となるべき者について、手続保障を図る必要がある。そこで、ここでは、特別養子縁組の成立についての審判をするには、養子となるべき者の（実体法上の）代理人である親権を行う者及び〔未成年〕後見人から、陳述を聴かなければならないものとするを提案している（なお、特別養子縁組が成立することが養子となるべき者にとって利益となる場合に、養子となるべき者の利益を代弁することができる親権を行う者又は〔未成年〕後見人の陳述を聴かずに、特別養子縁組の申立てが不当に却下されるのは相当ではないと思われるから、ここでは、特別養子縁組を成立させる場合だけではなく、特別養子縁組の申立てを却下する場合にも、親権を行う者又は〔未成年〕後見人の陳述を聴かなければならないものとしている。）。

- 3 なお、現行家事審判規則第64条の7は、特別養子縁組の成立についての審判をするには、養親となるべき者の陳述を聴かなければならないものとしている。しかし、養親となるべき者は、申立人として、特別養子縁組成立事件を申し立てる際に、自らの意見等を述べる機会があるから、その機会のほかに、更に陳述の機会を保障する必要はないと思われる。そこで、ここでは、養親となるべき者について規律を設けないものとしている。

（参照条文）

- 家事審判規則第64条の7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立に関する審判をするには、養親となるべき者、養子となるべき者の父母、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者に対して親権を行う者で父母以外のもの及び成年に達した父母の成年後見人の陳述を聴かなければならない。この場合において、養子となるべき者の父母の同意なくして特別養子縁組を成立させる審判をするときは、父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。

3 審判の告知

（前注）

特別養子縁組を成立させる審判においては、申立人である養親となるべき者、養子となるべき者及び養子となるべき者の父母が、審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人に対し、告知しなければならないものとする。

- ② 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者に対し、告知することを要しないものとする。
- ③ 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母の後見人に対し、告知しなければならないものとする。
- ④ 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母が知れないときは、その者ら及びその者らの後見人に対し、告知することを要しないものとする。

(補足説明)

第25の3は、審判の告知について提案するものである。

- 1 現行法の解釈では、審判を受ける者である養子となるべき者は意思能力を有さず、審判行為能力を有しないので、その（実体法上の）法定代理人である親権を行う者又は未成年後見人に対して告知し、養子となるべき者に対し告知することを要しないものとされているので、本文①及び②では、この点を明確化することを提案している。
- 2 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母に重大な影響を与えることから、本文③では、その者らに加え、その者らの後見人に対しても、これを告知しなければならないものとすることを提案している。ただし、養子となるべき者の父母が知れないときには、公示送達をすることもできないから、本文④では、養子となるべき者の父母が知れないときには、審判を受ける者である養子となるべき者の父母及びその後見人に対し告知することを要しないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 養子となるべき者の父母、その後見人、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の8 前条に掲げる者（養親となるべき者を除く。）は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

5 その他

(注)

- 1 現行家事審判規則第64条の4の規律を維持するものとするので、どうか。なお、申立人が現行家事審判規則第64条の4所定の事項を明らかにしない場合においても、当該申立てを却下することはできないと考えられるから、この規律は、規則事項とすることが考えられる。
- 2 現行家事審判規則第64条の10の規律を維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の4 特別養子縁組を成立させる審判の申立てをするときは、次の事項を明らかにしなければならない。
 - 一 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは、民法第百七十七条の六ただし書に規定する場合に該当することを示す事情
 - 二 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況
 - 三 児童相談所又は養子縁組をあつせんする事業を行う者（以下「児童相談所等」という。）のあつせんの有無並びにそのあつせんが行われたときは、当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所
- 第64条の10 特別養子縁組の成立に関する審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあつせんを行つた児童相談所等に対し、その旨を通知しなければならない。当該特別養子縁組について、家庭裁判所からの囑託に応じて調査を行つた児童相談所に対しても、同様とする。

第26 特別養子縁組の離縁

1 管轄

民法第817条の10の規定による特別養子縁組の離縁の審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の11 特別養子縁組の離縁に関する審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには、養親及びその後見人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁についての審判をするには、次に掲げ

る者から陳述を聴かなければならないものとする。

- a. 実父母，それに対し親権を行う者及び実父母の後見人
- b. 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人

- ③ 家庭裁判所は，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには，養子〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする。ただし，養子が15歳未満である場合には，養子の年齢及び発達程度その他の一切の事情を考慮して養子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。
- ④ 家庭裁判所は，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合において，①，②及び③により養親，実父母及び養子の陳述を聴くときには，審問期日においてこれを行わなければならないものとする。

(補足説明)

第26の2は，陳述聴取について提案するものである。

- 1 本文①は，養親の陳述聴取について提案するものである。特別養子縁組の当事者を離縁させる審判が確定すると，養親と養子との親子関係は終了することとなるから，養親について，手続保障を図る必要がある。そこで，ここでは，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには，養親及び（養親に後見人がある場合には）その後見人から陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。なお，現行家事審判規則第64条の13では，文言上，特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするときだけでなく，申立てを却下する審判をするときにも，養親から陳述を聴かなければならないものとされているが，申立てを却下する審判をする際には，養親の手続保障を図る必要はないから，ここでは，申立てを却下する審判をする際には，養親から陳述を聴かなくともよいものとしている。
- 2 本文②，③は，実父母等の陳述聴取について提案するものである。
 - (1) 養子縁組の当事者を離縁させる審判が確定すると，実父母と子との法律関係が復活するし，また，養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判が確定すると，実父母が親子関係の復活を望んでいる場合に，その希望に反することとなることから，認容又は却下にかかわらず，同審判をするには，実父母及び（実父母に親権を行う者又は後見人がある場合には）親権を行う者又は後見人の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。
 - (2) また，養子は，特別養子縁組の離縁についての審判に強い利害関係を有するので，一定の手続保障を図る必要があるものの，特別養子縁組の場合には養子自身が養子であることを知らないことが多く，申立てを却下する場合についてまで養子の陳述を聴

かなければならないものとするには、養子の福祉の観点から弊害が大きい。そこで、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには、養子及び(養子に親権を行う者又は後見人がある場合には)親権を行う者又は後見人の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。ただし、陳述を聴くことにより、養子の健全な心身の発達を妨げるなど養子の福祉を害する可能性があることも否定できないから、養子が15歳未満である場合には、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害しないと認める場合に限定することを提案している。

- (3) なお、現行規則と同様、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合において、①、②及び③により養親、実父母及び養子の陳述を聴くときには、審問期日においてこれを行わなければならないものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の13 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁に関する審判をするには、養親、養親の後見人、養子、養子の後見人、養子に対して親権を行う者で養親以外のもの及び実父母の陳述を聴かなければならない。この場合において、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするときは、養親、養子及び実父母の陳述は、審判の期日において聴くものとする。

3 審判の告知等

(前注)

特別養子縁組の当事者を離縁させる審判においては、養親、養子及び養子の実父母が、審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。
 - a. 養親の後見人
 - b. 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人
 - c. 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人
- ② 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、養子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとする。

(補足説明)

第26の3は、審判の告知等について提案するものである。

1 本文①は、審判を受ける者以外で審判を告知すべき者について提案するものである。特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、養親、養子及び養子の実父母に対し重大な影響を与えることから、それらの者（ただし、養子については2を参照）のほかに、それらの者の利益を代弁することができる（実体法上の）代理人に対しても、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を告知することを提案している。

2 本文②は、養子に対する審判の通知について提案するものである。

特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、養子に対して大きな影響を与える上、養子はその審判に対し即時抗告権を有するから、同審判を知らせるのが望ましい場合もある。しかし、他方で、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮すると、養子自身に直接伝えるのではなく、申立人等から、その結果を伝えた方が、養子に悪影響を及ぼさない場合もあると思われる。そこで、ここでは、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、養子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 養親、養親の後見人、養子、養子に対し親権を行う者、養子の後見人、養子の実父母、養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（補足説明）

第26の4は、抗告について、現行家事審判規則第64条の14の規律を維持するものとするを提案するものである。ただし、養子の実父母の利益を保護する観点から、養子の実父母に対し親権を行う者及び実父母の後見人にも即時抗告権を認めるものとしている。

（参照条文）

- 家事審判規則第64条の14 前条に掲げる者は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 2 第二十七条第二項の規定は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判について準用する。

第27 子を懲戒場に入れる許可等

(前注)

現在、民法第822条にいう「懲戒場」に該当する施設はない。子を懲戒場に入れる許可等の審判事件の在り方については、民法第822条にいう「懲戒場」についての規律を検討することとなった際に併せて検討する必要がある。

1 管轄

民法第822条又は第857条（同法第867条第2項において準用する場合を含む。）の規定による子又は未成年被後見人を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件は、子又は未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第65条 第六十条の規定は、子の懲戒に関する許可その他の処分に関する審判事件にこれを準用する。
- 第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

子を懲戒場に入れる許可の審判等においては、親権を行う者又は未成年後見人が、審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示

子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、子又は未成年被後見人を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判をする場合には、親権者に対し相当であると認める事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、子又は未成年被後見人の利益のため必要があると認めると

きは、いつでも、①の許可及びその期間の短縮の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第66条 家庭裁判所は、子の懲戒に関する許可その他の処分をする場合には、親権者に対し相当であると認める事項を指示することができる。
- 2 家庭裁判所は、子の利益のため必要があると認めるときは、何時でも、前項の許可その他の処分を取り消し、又は変更することができる。
- 第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

第28 親権、未成年後見に関する特別代理人の選任

1 管轄

民法第826条（同法第860条において準用する場合を含む。）の規定による親権、未成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、子又は未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第67条 第六十条の規定は、親権を行う者と子と利益が相反する行為についての特別代理人の選任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

親権、未成年後見に関する特別代理人の選任の審判においては、特別代理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

第29 成年後見に関する特別代理人の選任

1 管轄

民法第860条が準用する同法第826条の規定による成年後見人に関する特別代理人の選任の審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。どうか。

(補足説明)

成年後見人に関する特別代理人の選任は、成年後見の監督に関する事務等を行っている裁判所においてこれを行うのが適当であるが、実務上、成年被後見人等の住所地の有無にかかわらず、成年後見開始の審判をした家庭裁判所が成年後見の監督に関する事務等を行っており、これにより特段の不都合も生じていない。そこで、ここでは、家事審判規則第82条の規律に代えて、成年後見人に関する特別代理人の選任に関する審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

成年後見に関する特別代理人の選任の審判においては、特別代理人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

第30 第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 民法第830条第2項から第4項まで（同法第869条において準用する場合を含む。）の規定による第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件は、子又は未成年被後見人の住所地の家庭裁判所が管轄するものとする。
- ② 親権を行う者又は未成年後見人を同じくする数人の子又は未成年被後見人

についての第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判事件の申立ては、その1人の子又は未成年被後見人の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

(補足説明)

第30の1は、現行家事審判規則第68条、第52条第2項、第60条（第90条及び第91条において準用する場合を含む。）、第82条の規律を維持するものとするを提案するものである。

なお、無関係な数人の子又は未成年被後見人について、その1人の子又は未成年被後見人の住所地の家庭裁判所で審理を行うことができるようにすることは相当ではないから、親権を行う者又は未成年被後見人を同じくする数人の子又は未成年被後見人について申立てをした場合に限るものとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第52条（省略）

2 数人の子についての前項の審判の申立ては、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。

第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。

第82条 後見に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。

第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年被後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

2 審判の告知等

(前注)

第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任等の審判においては、財産管理者又は財産管理者となるべき者が審判を受ける者である（管理者を改任する審判においては、解任される管理者も審判を受ける者である）ことを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(注)

財産の管理者の選任等の審判は、子に対し親権を行う者に対し、通知するものとする
ことで、どうか。

3 即時抗告

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 改任等

改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第830条第2項（同法第869条において準用する場合を含む。）により選任した管理者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所が選任した管理者は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- ③ ②の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理者を選任しなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。
 - 2 家庭裁判所が選任した管理人は、その任務を辞しようとするときは、家庭裁判所にその旨を届け出なければならない。
 - 3 前項の届出があつた場合には、家庭裁判所は、更に管理人を選任しなければならない。
- 第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。
- 第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わつて行う親権に関する審判事件について準用する。

5 処分の取消し

家庭裁判所は、子若しくは未成年被後見人が自ら財産を管理することができなくなったとき、子若しくは未成年被後見人の死亡が明らかになったとき、

子若しくは未成年被後見人の失踪宣告があったとき又は第三者が子若しくは未成年被後見人に与えた財産がないときは、管理者、子、未成年被後見人又は利害関係人の申立てにより又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第30の5は、処分の取消しについて、現行家事審判規則第68条、第37条（第90条及び第91条において準用する場合も含む。）の規律を維持するほか、第三者が子又は未成年被後見人に与えた財産がなくなったときにも、財産管理を行う必要がないことから、このときにも処分の取消しをしなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第37条 本人が自ら財産を管理することができるようになったとき、又はその死亡が分明となり、若しくは失踪(そう)の宣告があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の申立てによつて、その命じた処分を取り消さなければならない。
- 第68条 第三十二条乃至第三十七条、第五十二条第二項及び第六十条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する審判事件にこれを準用する。
- 第90条 第三十二条から第三十七条まで及び第五十二条第二項の規定は、第三者が被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の管理に関する処分について、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について準用する。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は、未成年後見人が未成年被後見人に代わつて行う親権に関する審判事件について準用する。

6 その他

(注)

現行家事審判規則第68条、第33条から第36条まで（第90条及び第91条が準用する場合も含む。）の規律を維持するものとする。どうか。

第31 親権又は管理権の喪失の宣告

(前注)

ここでは、親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件を相手方がある事件と構成しないことを前提に、検討している。

1 管轄

民法第834条及び第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするもので、どうか。

(補足説明)

第31の1は、管轄について提案するものである。現行家事審判規則第73条は、親権者の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所としているが、親権又は管理権の喪失の宣告は、子の福祉の観点から行うべきであり、そのためには、子の住所地の家庭裁判所において審理するのが相当であるから、ここでは、子の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所とすることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、審問期日を開いて親権者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

(補足説明)

第31の2は、陳述聴取について提案するものである。

- 1 親権等を喪失させる際には、親権者である親に対し手続保障をすべき必要性が高い。そこで、ここでは、親権又は管理権の喪失を宣告するには、審問期日を開き、親権者である親から裁判官が直接陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。
なお、このような規律とすることに対しては、親権者が審問に応じない場合に、迅速な処理ができないとの異論が考えられる。しかし、親権者に対しては審問等の機会を与えれば足りるし、なお緊急を要する場合には、別途、保全処分による職務執行停止及び職務代行者の選任等により対処すべきであると思われる。
- 2 親権等の喪失の是非は子に対し重要な影響を与えることから、子には一定の手続保障を図る必要があるものの、申立てを却下する場合についてまで子の陳述を聴かなければ

ならないものとするには、子の福祉の観点から弊害が大きい。そこで、親権等の喪失を宣告するには、原則として、子自身の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。なお、15歳未満の子については、その陳述を聴取することが子の福祉を害する可能性があることを考慮して、上記のとおり提案しているが、これは、子の陳述聴取を行わない場合でも、子の発達程度等を考慮し、子の福祉に配慮した方法により子の意見を確認するなどの運用がされることを否定するものではない。

(参照条文)

○ 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。

3 審判の告知等

(前注)

親権又は管理権の喪失を宣告する審判を受ける者は、当該親であることを前提としている。

親権又は管理権の喪失を宣告する審判は、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合を除き、子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとするので、どうか。

(補足説明)

第31の2は、審判の告知等について、親権又は管理権の喪失を宣告する審判は、子に対して大きな影響を与えるが、他方で、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮すると、子自身に直接伝えるのではなく、申立人等から、その結果を伝えた方が、子に悪影響を及ぼさない場合もあると思われるので、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合を除き、子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族(申立人を除く。)は、その審判に対し即時抗告をすることができるものとする。この場合には、即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

- ② 申立人又は子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第77条 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族は、その審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、本人が審判の告知を受けた日から進行する。
- 2 申立人又は子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第32 親権又は管理権の喪失宣告の取消し

1 管轄

民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(補足説明)

第32の1は、管轄について提案するものである。現行家事審判規則第79条、第73条は、親権者又は管理権者の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所としているが、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しは、子の福祉の観点から行うべきであり、そのためには、子の住所地の家庭裁判所において審理するのが相当であるから、ここでは、子の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所とすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第79条 第七十一条、第七十三条及び第七十六条の規定は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しに関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判をするには、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の

福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

- ③ 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判をするには、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

(補足説明)

第32の2は、陳述聴取について提案するものである。

- 1 本文①は、現行家事審判規則第79条、第76条の規律を維持するものとすることを提案している。
- 2 本文②及び③では、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことが、子に対し重大な影響を与えることから、子〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする（ただし、子が15歳未満である場合には、一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限る。）とともに、子の利益を代弁することができる親権を行う者（例えば、児童福祉施設の長（児童福祉法第47条参照）など）及び未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第79条 第七十一条、第七十三条及び第七十六条の規定は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しに関する審判事件について準用する。

3 審判の告知等

(前注)

親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判においては、当該親が審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判は、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人に対し、告知しなければならないものとする。
- ② 親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判は、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合を除き、子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとする。

(補足説明)

第32の3は、審判の告知等について提案するものである。ここでは、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判は、子に対し重大な影響を与えるものであるから、子の利益を代弁することができる親権を行う者及び未成年後見人に対し、それを告知しなければならないものとするとともに、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合を除き、子〔自身〕に対して、通知しなければならないものとすることを提案している。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 子に対し親権を行う者、子の未成年後見人及び子の親族（申立人を除く。）は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時抗告をすることができる。この場合において、審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。
- ② 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第32の4は、即時抗告について提案するものである。

- 1 本文①では、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判が不当である場合には、その審判により子が児童虐待等の不利益を被ることを防がなければならないので、子の利益を代弁することができる親権を行う者及び未成年後見人がその審判に対して即時抗告をすることができるものとするとともに、現行家事審判規則第80条第1項の規律を維持し、子の親族もその審判に対して即時抗告をすることができるものとしている。
- 2 本文②は、現行家事審判規則第80条第2項の規律を維持するものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第77条 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者又はその親族は、その審判に対し即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、本人が審判の告知を受けた日から進行する。
- 2 (省略)
- 第80条 子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し即時

抗告をすることができる。この場合においては、第七十七条第一項後段の規定を準用する。

2 本人又はその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

第33 親権又は管理権の辞任の許可

1 管轄

民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(補足説明)

第33の1は、管轄について提案するものである。現行家事審判規則第81条、第73条は、親権者又は管理権者の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所としているが、親権又は管理権を辞するについての許可の審判は、子の福祉の観点から行うべきであり、そのためには、子の住所地の家庭裁判所において審理するのが相当であるから、ここでは、子の住所地の家庭裁判所を管轄裁判所とすることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第81条 第七十三条の規定は、親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可に関する審判事件にこれを準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとする。どうか。

家庭裁判所は、親権又は管理権を辞するについての許可をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

(補足説明)

第33の2は、陳述聴取について、親権又は管理権を辞することは、子に対し重大な影響を与えることから、子〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする（ただし、子が15歳未満である場合には、一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限る。）ことを提案している。

3 審判の告知

(前注)

親権又は管理権を辞するについての許可の審判においては、申立人である親権者が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第34 親権又は管理権を回復するについての許可

1 管轄

民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(補足説明)

第33の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第81条 第七十三条の規定は、親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可に関する審判事件にこれを準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、親権又は管理権を回復するについての許可をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権又は管理権を回復するについての許可をするには、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

(補足説明)

第34の2は、陳述聴取について、親権又は管理権を辞し、又は回復することは、子に対し重大な影響を与えることから、子〔自身〕から陳述を聴かなければならないものとする（ただし、子が15歳未満である場合には、一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認めるときに限る。）とともに、親権又は管理権を回復することによる不利益を受けるおそれがあるので、子の利益を代弁することができる親権を行う者及び未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

3 審判の告知

(前注)

親権又は管理権を回復するについての許可の審判においては、当該親が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

申立人は、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

第34の4は、即時抗告について提案するものである。ここでは、当該親が親権等を回復する利益を保障するために、申立人が親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるものとすることを提案するものである。

第35 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任

1 管轄

民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述・意見聴取

陳述・意見聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、未成年後見人を選任するには、未成年後見人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、未成年後見監督人を選任するには、未成年後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、未成年後見人又は未成年後見監督人を選任するには、未成年被後見人〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、未成年被後見人が15歳未満である場合には、未成年被後見人の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して未成年被後見人の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

(補足説明)

第35の2は、陳述・意見聴取について提案するものである。

- 1 本文①及び②は、現行家事審判規則第83条第1項、第92条第1項の規律を維持することを提案している。
- 2 本文③は、未成年被後見人の陳述聴取について提案している。未成年後見人及び未成年後見監督人の選任について未成年被後見人は強い利害関係を有するが、他方で、陳述を聴くことにより、未成年被後見人の正常な心身の発達を妨げるなど未成年被後見人の利益を害する結果を生じさせるおそれがある。そこで、ここでは、未成年被後見人〔自身〕の陳述を聴かなければならないが、他方で、未成年被後見人が15歳未満である場合には、未成年被後見人の福祉を害しないと認める場合に限定することを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。

2 (省略)

第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。

2 (省略)

3 審判の告知

(前注)

未成年後見人の選任の審判においては未成年後見人が、未成年後見監督人の選任の審判においては未成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者を前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第36 成年後見人及び成年後見監督人の選任

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。ただし、民法第7条の規定による後見の開始の審判事件が係属している場合には、この事件が係属している裁判所が管轄するものとする。

(補足説明)

成年後見人及び成年後見監督人の選任は、成年後見の監督に関する事務等を行っている裁判所においてこれを行うのが適当であるが、実務上、成年被後見人等の住所地の有無にかかわらず、後見開始の審判をした家庭裁判所が成年後見の監督に関する事務等を行っている。そこで、ここでは、家事審判規則第82条の規律に代えて、成年後見人（成年後見監督人）の選任に関する審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするを提案している。ただし、民法第7条の規定による後見の開始の審判事件が係属している場合には、同事件と併合して審理すべきであるから、同事件が係属している裁判所を管轄裁判所とすることを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述・意見聴取

陳述・意見聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年後見人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、成年後見監督人を選任するには、成年後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、成年後見人及び成年後見監督人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人の心身の障害により、これを行うことができないときはこの限りでないものとする。

(補足説明)

第36の2は、陳述・意見聴取について提案するものである。

- 1 本文①及び②は、現行家事審判規則第83条第1項、第92条第1項の規律を維持することを提案している。
- 2 本文③は、現行家事審判規則第83条第2項の規律を維持するものとするを提案している。なお、現行家事審判規則第83条第2項の解釈としては、成年被後見人がいわゆる植物状態にあるなどの理由で陳述聴取が不可能な場合等については、成年被後見人の陳述を聴かずとも審判をすることができるものとされていること等を踏まえ、成年被後見人の心身の障害により成年被後見人の陳述を聴くことができないときには、成年被後見人の陳述を聴かずとも審判をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
 - 2 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。
- 第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。
 - 2 (省略)

3 審判の告知

(前注)

成年後見人の選任の審判においては成年後見人が、成年後見監督人の選任の審判においては成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第37 保佐人及び保佐監督人の選任

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判事件は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。ただし、民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件が係属している場合には、この事件が係属している裁判所が管轄するものとする。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
2, 3 (省略)

2 陳述・意見聴取

陳述・意見聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、保佐人を選任するには、保佐人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、保佐監督人を選任するには、保佐監督人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、保佐人又は保佐監督人を選任するには、被保佐人の陳述を聴かなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべ

き者の意見を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。

家事審判規則第93条 (省略)

2 第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。

3 (省略)

3 審判の告知

(前注)

保佐後見人の選任の審判においては保佐人が、保佐監督人の選任の審判においては保佐監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとするので、どうか。

第38 補助人及び補助監督人の選任

1 管轄

管轄については、以下のとおりとするので、どうか。

民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。ただし、民法第15条第1項の規定による補助の開始の審判事件が係属している場合には、この事件が係属している裁判所が管轄するものとする。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

○ 家事審判規則第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2, 3 (省略)

2 陳述・意見聴取

陳述・意見聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、補助人を選任するには、補助人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、補助監督人を選任するには、補助監督人となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、補助人及び補助監督人を選任するには、被補助人の陳述を聴かなければならないものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第83条 家庭裁判所は、後見人を選任するには、後見人となるべき者の意見を聴かなければならない。
 - 2 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聴かなければならない。
- 家事審判規則第93条 (省略)
 - 2 第八十三条，第八十四条及び第八十六条の二の規定は，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。
 - 3 (省略)

3 審判の告知

(前注)

補助人の選任の審判においては補助人が、補助監督人の選任の審判においては補助監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとすることで、どうか。

4 即時抗告

即時抗告はすることができないものとすることで、どうか。

第39 未成年後見人及び未成年後見監督人の辞任についての許可

1 管轄

民法第844条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人及び未成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとすることで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取，審判の告知及び即時抗告

(前注)

未成年後見人の辞任についての許可の審判においては申立人である未成年後見人が、未成年後見監督人の辞任についての許可の審判においては申立人である未成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

第40 成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人及び補助監督人の辞任についての許可

1 管轄

民法第844条（同法852条，第876条の2第2項，第876条の3第2項，第876条の7第2項及び第876条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人及び補助監督人の辞任についての許可の審判事件は，後見開始，保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始，保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には，その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので，どうか。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2，3（省略）

2 陳述聴取，審判の告知及び即時抗告

(前注)

成年後見人の辞任についての許可の審判においては申立人である成年後見人，成年後見

監督人の辞任についての許可の審判においては申立人である成年後見監督人，保佐人の辞任についての許可の審判においては申立人である保佐人，保佐監督人の辞任についての許可の審判においては申立人である保佐監督人，補助人の辞任についての許可の審判においては申立人である補助人，補助監督人の辞任についての許可の審判においては申立人である補助監督人がそれぞれが審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので，どうか。

第41 未成年後見人及び未成年後見監督人の解任

1 管轄

民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人及び未成年後見監督人の解任の審判事件は，未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので，どうか。

（補足説明）

第41の1は，管轄について提案するものである。現行家事審判規則第86条，第73条，第92条第2項は，未成年後見人及び未成年後見監督人の解任の審判事件は，未成年後見人又は未成年後見監督人の住所地の家庭裁判所が管轄するものとしている。しかし，未成年後見人及び未成年後見監督人の解任については，未成年被後見人の福祉の観点から，未成年被後見人の住所地の家庭裁判所が審理及び審判を行うべきであるから，ここでは，その旨提案している。

（参照条文）

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は，事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は，後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 （省略）
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は，後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については，以下のとおりとするので，どうか。

- ① 家庭裁判所は，未成年後見人を解任する審判をするには，未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

- ② 家庭裁判所は、未成年後見監督人を解任するには、未成年後見監督人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注)

未成年被後見人の陳述聴取については、未成年後見人及び未成年後見監督人の解任について未成年被後見人は利害関係を有するが、他方で、常に未成年後見人又は未成年後見監督人を解任するには未成年被後見人から陳述を聴取するものとする、未成年後見人が所在不明などで解任事由が明白である場合に迅速な処理を損なうおそれがあることから、規律を設けないものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 (省略)
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

3 審判の告知等

(前注)

未成年後見人を解任する審判においては未成年後見人が、未成年後見監督人を解任する審判においては未成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提とする。

未成年後見人又は未成年後見監督人を解任する審判は、未成年被後見人の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して未成年被後見人の福祉を害しないと認めるときに限り、未成年被後見人〔自身〕に対して、通知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第41の3は、審判の告知等について提案するものである。

未成年後見人及び未成年後見監督人の解任の有無は、未成年被後見人に対して大きな影響を与えるから、未成年後見人又は未成年後見監督人を解任する審判については、未成年被後見人に対して、通知するのが望ましい。しかし、他方で、未成年被後見人の年齢及び発達程度等の事情を考慮すると、未成年被後見人自身に直接伝えるのではなく、未成年後

見人の解任の審判事件の申立人等から、その結果を伝えた方が、未成年被後見人に悪影響を及ぼさない場合もあると思われる。そこで、ここでは、未成年被後見人の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して未成年被後見人の福祉を害しないと認めるときに限り、未成年被後見人〔自身〕に対して、通知しなければならないものとするを提案している。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 未成年後見人は、未成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 未成年後見監督人は、未成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 申立人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第41の4は、即時抗告について現行家事審判規則第92条第2項、第87条を原則として維持するものとするを提案している。ただし、家庭裁判所が当該未成年後見人を解任すべきと判断した場合において、当該未成年後見人がその判断を受け入れているときに、他の者がその判断を争うことを認めることは相当ではないことから、ここでは、現行法上即時抗告権者である未成年被後見人及びその親族並びに未成年後見監督人を即時抗告権者から除外している（当該未成年後見監督人の解任についても同様）。

(参照条文)

- 家事審判規則第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。
 - 2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第92条 (省略)
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

5 その他

(注)

現行家事審判規則第86条の2、第92条第2項の規律は維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第86条の2 家庭裁判所調査官は、後見人に民法第四百四十六条に規定する事由があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
 - 2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。
 - 一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である成年後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 後見開始の原因及び年月日
 - 三 第一号の後見人が就職した年月日
 - 四 解任すべき事由
 - 五 その他参考となる事項
- 第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。
- 2 (省略)

第42 成年後見人及び成年後見監督人の解任

1 管轄

民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人及び成年後見監督人の解任の審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので、どうか。

(補足説明)

第42の1は、管轄について提案するものである。現行家事審判規則第86条、第73条、第92条第2項は、成年後見人及び成年後見監督人の解任の審判事件は、成年後見人又は成年後見監督人の住所地の家庭裁判所が管轄するものとしている。しかし、成年後見人及び成年後見監督人の解任は、成年後見の監督に関する事務等を行っている裁判所において、審理及び審判を行うのが相当であるが、実務上、成年後見開始の審判をした家庭裁判所が成年後見の監督に関する事務等を行っていることが多いことから、成年後見人及び成年後見監督人の解任の審判事件については、原則として、後見開始の審判をした家庭裁判所が管轄するものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 (省略)
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、成年後見人を解任する審判をするには、成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、成年後見監督人を解任する審判をするには、成年後見監督人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注)

成年被後見人については、第41の2(注)参照

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 (省略)
- 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

3 審判の告知等

(前注)

成年後見人を解任する審判においては成年後見人が、成年後見監督人を解任する審判においては成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提とする。

成年後見人又は成年後見監督人を解任する審判は、成年被後見人に対して、通知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第42の3は、審判の告知等について提案するものである。

成年後見人及び成年後見監督人の解任の有無は、成年被後見人に対して大きな影響を与えることから、ここでは、成年後見人又は成年後見監督人を解任する審判は、成年被後見人に対して、通知しなければならないものとするを提案している。

(注)

成年後見人又は成年後見監督人を解任する審判を成年被後見人に対して通知することに例外を設けることについて、どのように考えるか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 成年後見人は、成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 成年後見監督人は、成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 申立人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第42の4は、即時抗告について現行家事審判規則第87条を原則として維持するものとするを提案している。なお、成年後見人又は成年後見監督人を解任する審判における成年被後見人及びその親族並びに成年後見監督人については、第41の4参照。

(参照条文)

- 家事審判規則第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。
 - 2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第92条 (省略)
 - 2 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

5 その他

(注)

成年後見人について現行家事審判規則第86条の2の規律を，成年後見監督人について第92条第1項が準用する第86条の2の規律をそれぞれ維持するものとするので，どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第86条の2 家庭裁判所調査官は，後見人に民法第四百四十六条に規定する事由があると思料するときは，その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
 - 2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには，次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。
 - 一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である成年後見人にあつては，名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 後見開始の原因及び年月日
 - 三 第一号の後見人が就職した年月日
 - 四 解任すべき事由
 - 五 その他参考となる事項
- 第92条 第八十三条第一項，第八十四条，第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について，第八十三条，第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。
- 2 (省略)

第43 保佐人及び保佐監督人の解任

1 管轄

民法第876条の2第2項又は第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人及び保佐監督人の解任の審判事件は，保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判に代わる裁判をした場合には，その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので，どうか。

(補足説明)

第42の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は，事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、保佐人を解任する審判をするには、保佐人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、保佐監督人を解任する審判をするには、保佐監督人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注)

被保佐人については、第41の2(注)参照

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する

3 審判の告知

(前注)

保佐人を解任する審判においては保佐人が、保佐監督人を解任する審判においては保佐監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提とする。

保佐人又は保佐監督人を解任する審判は、被保佐人に対して、告知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第42の3参照

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 保佐人は、保佐人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族は、保佐人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 保佐監督人は、保佐監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる

できるものとする。

- ④ 申立人並びに被保佐人及びその親族は、保佐監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第42の4参照

(参照条文)

- 家事審判規則第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。
- 2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

第44 補助人及び補助監督人の解任

1 管轄

民法第876条の7第2項及び第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助人及び補助監督人の解任の審判事件は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。どうか。

(補足説明)

第42の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第73条 親権又は管理権の喪失の宣告に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、補助人を解任する審判をするには、補助人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、補助監督人を解任する審判をするには、補助監督人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注)

被補助人については、第41の2(注)参照

(参照条文)

- 家事審判規則第76条 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告するには、本人の陳述を聴かなければならない。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する

3 審判の告知

(前注)

補助人を解任する審判においては補助人が、補助監督人を解任する審判においては補助監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提とする。

補助人又は補助監督人を解任する審判は、被補助人に対して、告知しなければならないものとする。どうか。

(補足説明)

第42の3参照

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 補助人は、補助人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族は、補助人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 補助監督人は、補助監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる

できるものとする。

- ④ 申立人並びに被補助人及びその親族は、補助監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第42の4参照

(参照条文)

- 家事審判規則第87条 後見人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができる。この場合には、即時抗告の期間は、後見人が審判の告知を受けた日から進行する。
- 2 申立人、後見監督人又は被後見人若しくはその親族は、後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第93条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

第45 未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長

1 管轄

民法第853条第1項ただし書（同法第856条及び第867条第2項において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする
ことで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判においては、申立人である未成年後見人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする
ことで、どうか。

第46 成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長

1 管轄

民法第853条第1項ただし書（同法第856条において準用する場合を含む。）の規定による成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので、どうか。

（補足説明）

第36の1参照

（参照条文）

○ 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

（前注）

成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判においては、申立人である成年後見人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

第47 権限の行使についての定め及びその取消し

1 管轄

民法第859条の2第1項及び第2項（これらの規定を同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので、どうか。

（補足説明）

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2, 3 (省略)

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

権限の行使についての定め及びその取消しの審判においては、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

第48 居住用不動産の処分についての許可

1 管轄

民法第859条の3（同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による居住用不動産の処分についての許可の審判事件は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので、どうか。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2, 3 (省略)

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

居住用不動産の処分についての許可の審判においては、申立人である成年後見人、成年

後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので，どうか。

第49 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する報酬の付与

1 管轄

民法第862条（同法第852条及び第867条第2項において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件は，未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので，どうか。

（参照条文）

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は，特別の定のある場合を除いては，被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は，未成年後見人が未成年被後見人に代わって行う親権に関する審判事件について準用する。

2 陳述聴取，審判の告知及び即時抗告

（前注）

未成年後見人に対する報酬の付与の審判においては未成年後見人が，未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判においては未成年後見監督人がそれぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので，どうか。

第50 成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人に対する報酬の付与

1 管轄

民法第862条（同法第852条，第876条の3第2項，第876条の5第2項，第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人に対する報酬の付与の審判事件は，後見開始，保佐開始又は補助開始の審判

をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始，保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には，その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので，どうか。

（補足説明）

第36の1参照

（参照条文）

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は，特別の定めのある場合を除いては，被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 保佐又は補助に関する審判事件は，特別の定めのある場合を除いては，被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2，3（省略）

2 陳述聴取，審判の告知及び即時抗告

（前注）

成年後見人に対する報酬の付与の審判においては成年後見人が，成年後見監督人に対する報酬の付与の審判においては成年後見監督人が，保佐人に対する報酬の付与の審判においては保佐人が，保佐監督人に対する報酬の付与の審判においては保佐監督人が，補助人に対する報酬の付与の審判においては補助人が，補助監督人に対する報酬の付与の審判においては補助監督人がそれぞれが審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので，どうか。

第51 未成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，当該事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の当該事務に関する処分

1 管轄

民法第863条（同法第867条第2項において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，当該事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の当該事務に関する処分の審判事件は，未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので，どうか。

（参照条文）

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は，特別の定めのある場合を除いては，被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第91条 第六十条及び前三条の規定は，未成年後見人が未成年被後見人に代わ

……… っで行う親権に関する審判事件について準用する。 ……

2 陳述聴取，審判の告知及び即時抗告

特段の規律を設けないものとするので，どうか。

3 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示

家庭裁判所は，いつでも，未成年後見人及び未成年後見監督人に対し財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとするので，どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第84条 家庭裁判所は，何時でも，後見人に対し被後見人の療養看護，その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。

第92条 第八十三条第一項，第八十四条，第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について，第八十三条，第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。

2 (省略)

4 未成年後見事務の調査等

未成年後見事務の調査等については，以下のとおりとするので，どうか。

- ① 家庭裁判所は，適当な者に，未成年後見の事務の調査若しくは未成年被後見人の財産の状況の調査をさせ，又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は，①により調査をした者に対し，未成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(参照条文)

○ 家事審判規則第88条 家庭裁判所は，適当な者に，後見の事務の調査若しくは被後見人の財産の状況の調査をさせ，又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は，前項の規定により調査又は管理をした者に対し，被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

5 その他

(注)

現行家事審判規則第89条、第86条の2第2項の規律は維持するものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第86条の2 (省略)
 - 2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。
 - 一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である成年後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 後見開始の原因及び年月日
 - 三 第一号の後見人が就職した年月日
 - 四 解任すべき事由
 - 五 その他参考となる事項
- 第89条 家庭裁判所調査官は、民法第八百六十三条の規定による後見の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
- 2 第八十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第52 成年後見の事務の報告、財産の目録の提出、当該事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の当該事務に関する処分

1 管轄

民法第863条の規定による成年後見の事務の報告、財産の目録の提出、当該事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の当該事務に関する処分の審判事件は、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするので、どうか。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

3 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人及び成年後見監督人に対し成年被後見人の療養看護、その財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第84条 家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し被後見人の療養看護、その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。
- 第92条 第八十三条第一項、第八十四条、第八十五条及び第八十六条の二の規定は未成年後見監督人に関する審判について、第八十三条、第八十四条及び第八十六条の二の規定は成年後見監督人に関する審判について準用する。
- 2 (省略)

4 成年後見の調査等

成年後見の調査等については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務の調査若しくは成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①により調査をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第88条 家庭裁判所は、適当な者に、後見の事務の調査若しくは被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

5 その他

(注)

現行家事審判規則第89条、第86条の2第2項の規律は維持するものとするかどうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第86条の2 (省略)
 - 2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。
 - 一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である成年後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 後見開始の原因及び年月日
 - 三 第一号の後見人が就職した年月日
 - 四 解任すべき事由
 - 五 その他参考となる事項
- 第89条 家庭裁判所調査官は、民法第八百六十三条の規定による後見の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
2. 第八十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第53 保佐及び補助の事務の報告、財産の目録の提出、当該事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の当該事務に関する処分

1 管轄

民法第876条の5第2項及び第876条の10第1項が準用する同法第863条の規定による保佐及び補助の事務の報告、財産の目録の提出、当該事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の当該事務に関する処分の審判事件は、保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとするかどうか。

(補足説明)

第36の1参照

(参照条文)

- 家事審判規則第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
 - 2, 3 (省略)

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

特段の規律を設けないものとするかどうか。

3 保佐人，保佐監督人，補助人及び補助監督人に対する指示

家庭裁判所は、いつでも、保佐人，保佐監督人，補助人及び補助監督人に対し被保佐人又は被補助人の療養看護，その財産の管理その他の保佐又は補助の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第84条 家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し被後見人の療養看護，その財産の管理その他の後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。
- 第93条 (省略)
- 2 第八十三条，第八十四条及び第八十六条の二の規定は，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人に関する審判について準用する。
- 3 (省略)

4 保佐及び補助事務の調査等

保佐及び補助事務の調査等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、適当な者に、保佐及び補助の事務の調査若しくは被保佐人及び被補助人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①により調査をした者に対し、被保佐人又は被補助人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第93条の2 家庭裁判所は、適当な者に、保佐若しくは補助の事務の調査若しくは被保佐人若しくは被補助人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、被保佐人又は被補助人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項に規定する調査をさせることができる。

5 その他

(注)

現行家事審判規則第93条の3，第86条の2第2項の規律は維持するものとするので、

どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第86条の2 (省略)
 - 2 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。
 - 一 解任すべき後見人及び被後見人の氏名及び住所（法人である成年後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）
 - 二 後見開始の原因及び年月日
 - 三 第一号の後見人が就職した年月日
 - 四 解任すべき事由
 - 五 その他参考となる事項
- 第93条の3 家庭裁判所調査官は、民法第八百七十六条の五第二項又は第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十三条の規定による保佐又は補助の事務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
- 2 第八十六条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第54 未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長

1 管轄

民法第870条ただし書の規定による未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定のある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

(前注)

未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判においては、未成年後見人又はその相続人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

第55 成年後見、保佐及び補助に関する管理の計算の期間の伸長

1 管轄

民法第870条ただし書（同法第876条の5第3項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定による成年後見、保佐及び補助に関する管理の

計算の期間の伸長の審判事件は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。どうか。

（補足説明）

第36の1参照

（参照条文）

- 家事審判規則第82条 後見に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 2, 3（省略）

2 陳述聴取、審判の告知及び即時抗告

（前注）

成年後見、保佐及び補助に関する管理の計算の期間の伸長の審判においては、成年後見人、保佐人又は補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとする。どうか。

第56 臨時保佐人又は臨時補助人の選任

1 管轄

民法第876条の2第3項の規定による臨時保佐人の選任及び第876条の7第3項の規定による臨時補助人の選任の審判事件は、保佐開始又は補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始又は補助開始の審判に代わる裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）が管轄するものとする。どうか。

（補足説明）

第36の1参照

（参照条文）

- 家事審判規則第93条 保佐又は補助に関する審判事件は、特別の定めのある場合を除いては、被保佐人又は被補助人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

2, 3 (省略)

2 陳述聴取, 審判の告知及び即時抗告

(前注)

臨時保佐人及び臨時補助人の選任の審判においては, 臨時保佐人又は臨時補助人が審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので, どうか。

第57 祭具等の承継事件

1 管轄

管轄については, 以下のとおりとすることで, どうか。

- ① 民法第769条第2項(同法第749条, 第751条第2項, 第771条, 第808条第2項及び第817条において準用する場合を含む。)の規定による系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は, その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第897条第2項の規定による系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は, 相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第57条 婚姻の取消, 離婚, 生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件は, その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は, 縁組の取消又は離縁の場合における系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
第99条 相続に関する審判事件は, 被相続人の住所地又は相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

2 祭具等の引渡し

家庭裁判所は, 系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定する審判においては, 系譜, 祭具及び墳墓の引渡しを命じることができるものとするので, どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第58条 家庭裁判所は, 前条の所有権の承継者を指定する審判に

においては、系譜、祭具又は墳墓の引渡を命ずることができる。

第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第103条 第五十八条及び第五十九条の規定は、相続の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判にこれを準用する。

3 陳述聴取及び審判の告知

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

当事者及び利害関係人は、系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第59条 当事者又は利害関係人は、第五十七条の所有権の承継者の指定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第69条 第五十七条乃至第五十九条の規定は、縁組の取消又は離縁の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第103条 第五十八条及び第五十九条の規定は、相続の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判にこれを準用する。

第58 親権者となるべき者の指定

1 管轄

民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件は、養子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとするので、どうか。

(参照条文)

○ 家事審判規則第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

第63条の3 第二十七条第二項、第五十五条及び第六十条の規定は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定に関する審判事件に準用する。

2 陳述聴取

家庭裁判所は、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、養子〔自身〕の陳述を聴かなければならな

いものとするので、どうか。

(補足説明)

第58の2は、子の陳述聴取について提案するものである。親権者となるべき者の指定について養子は強い利害関係を有するが、他方で、陳述を聴くことにより、養子の健全な心身の発達を妨げるなど養子の福祉を害する結果を生じさせるおそれがある。そこで、ここでは、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、養子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

3 審判の告知

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとするので、どうか。

- ① 父、母及び養子の監護者は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、父及び母は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対して、即時抗告をすることができるものとする。

(補足説明)

第58の4は、現行家事審判規則第63条の3、第27条第2項及び第55条の規律を原則として維持するものとするを提案している。

なお、(一定年齢以上の)養子に親権者となるべき者の指定についての審判に対して即時抗告権を認めることも考えられるが、養子は親権者となるべき者の指定について申立権が認められていないし(この点で、未成年後見人の解任の規律とは異なる。)、即時抗告権を認めると養子が親権者をめぐり実親間の争いの矢面に立つことになり養子の福祉上問題がある上、仮に、親権者の指定が適切に行われていない場合には、親権者になるべき者に指定されなかった他方の者が即時抗告を行うことにより対処することができるから、養子に親権者の指定についての審判に対する即時抗告権を認めないものとしている。

 (参照条文)

- 家事審判規則第27条 (省略)
- 2 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。
- 第63条の3 第二十七条第二項、第五十五条及び第六十条の規定は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定に関する審判事件に準用する。

第59 親権者の指定又は変更

1 管轄

管轄については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定又は変更の申立ては、その1人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができるものとする。

(補足説明)

第59の1は、管轄について、現行家事審判規則第70条、第60条、第52条第2項、第72条の規律を維持するものとすることを提案している。ただし、無関係な数人の子についての親権者の指定又は変更の申立てを、その1人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとするのは相当ではないから、父又は母を同じくする数人の子に限りこれを認めるものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条 (省略)
- 2 数人の子についての前項の審判の申立は、同項の規定にかかわらず、その一人の子の住所地の家庭裁判所にこれを行うことができる。
- 第60条 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

2 子の引渡し等

家庭裁判所は、親権者を指定又は変更する審判において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

第59の2は、子の引渡し等について提案するものである。

- 1 親権者の指定又は変更をしても、親権者の指定を受けた者が現実に子を監護していない場合には、子の引渡しを受けない限り、その子を現実に監護することはできない。このような場合において、親権者の指定又は変更とは別に、別途、子の引渡し等を求めている限り、子の引渡しを実現するための審判をすることができないとするのは、迂遠であり、紛争の簡易迅速な処理を望む当事者にとっても不便であると思われる。そこで、ここでは、子の親権者を指定する審判において、親権者に子を引渡すよう命ずることができるようにするとともに、それに付随する限度でその他の給付を命ずることができるようにする（例えば、子供が利用している衣服やランドセルなどの引渡しなど）ことを提案している。
- 2 これに対し、現行家事審判規則第70条、53条は、親権者を指定する審判において、子の引渡し等のほか、扶養料（監護費用）についての支払を命じることができるものとしている。しかし、扶養料の支払は、親権者の指定という形成処分付随するものとは言い難い上、扶養料（監護費用）の分担をどのようなものにするのか審理した上でなければその支払を命ずることができない。扶養料（監護費用）の分担をどのようなものにするのかは、子の監護者の指定その他子の監護の審判事件等として審理すべきであり、その申立てがないにもかかわらず、家庭裁判所が職権でその支払を命じるのは、当事者に対する不意打ちになることも考えられ、相当ではない。そこで、ここでは、親権者の指定する審判において、扶養料（監護費用）についての支払を命じることができないものとしている（扶養料（監護費用）の支払を求める場合には、子の親権者の指定又は変更の審判事件に加え、子の監護者の指定その他子の監護の審判事件等を申立て、両者を併合して審理することになると思われる。）。

(参照条文)

- 家事審判規則第53条 家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め、又は子の監護者を変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては、子の引渡し又は扶養料その他の財産上の給付を命ずることができる。
- 第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれ

を準用する。

第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

- 人事訴訟法第32条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬等の按(あん)分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。
- 2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。
- 4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならない。

3 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、親権者の指定又は変更をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して、子の福祉を害しないと認めるときに限るものとする。

(補足説明)

第59の3は、陳述聴取について提案するものである。親権者の指定について子は強い利害関係を有するが、他方で、陳述を聴くことにより子の健全な心身の発達を妨げるなど子の利益を害する結果を生じさせるおそれがある。そこで、親権者の指定又は変更をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないが、他方で、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害しないと認める場合に限定することを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かな

ければならない。

第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

4 審判の告知

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

5 即時抗告

父、母又は子の監護者は、子の親権者の指定及び変更についての審判に対し即時抗告をすることができるものとするので、どうか。

(注)

(一定年齢以上の) 子に親権者の指定及び変更についての審判に対する即時抗告権を認めることも考えられるが、子は親権者の指定及び変更について申立権が認められていないし(この点で、未成年後見人の解任の規律とは異なる。)、即時抗告権を認めると子が親権者をめぐると実親間の争いの矢面に立つことになり子の福祉上問題がある上、仮に、親権者の指定が適切に行われていない場合には、親権者に指定されなかった他方の者が即時抗告を行うことにより対処することができるから、子に親権者の指定及び変更についての審判に対する即時抗告権を認めないものとしている。

(参照条文)

○ 家事審判規則第55条 父、母又は子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。